

廃棄物行政担当者・排出事業者・廃棄物処理業者必携!!



廃棄物処理法 許可不要制度

複雑怪奇な許可不要制度を紐解く

長岡文明

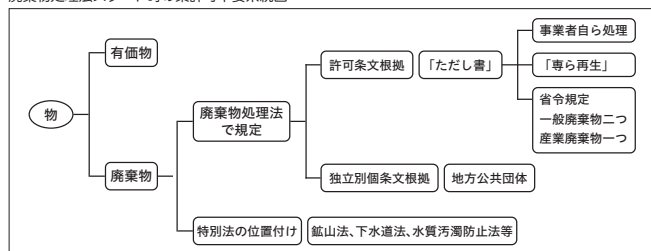
著者は、BUNさんと長岡文明氏。「産廃アカデミー（環境省）」の講師など年間100回近い講演等を行う廃棄物処理法の伝道師

はじめに

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法において許可制度が採用されている。「許可」とは「禁止行為の解除である」といわれており、通常は禁止されている行為について、「あなただけ特別にやってもいいよ」という例外的な制度である。通常であれば禁止されている行為なので、当然、それを許可される人物は一定の知識や施設が求められることになる。ところが、その許可制度を採用しているにもかかわらず、「許可不要」と規定している例外の例外が存在する。

廃棄物処理法がスタートした昭和46年の時点では次の系統図のとおり、極めてシンプルなものであった。

廃棄物処理法スタート時の業許可不要系統図



私が初めて廃棄物処理法の「許可不要制度」に興味を持ったのは、各種リサイクル法が誕生しつつあった20世紀末頃であった。以降、今日まで各種リサイクル法をはじめ大臣認定制度、省令規定等増加の一途を辿り、今や表紙にあるような複雑怪奇に入り組み、一朝一夕には理解困難な状態になってしまった。理解困難な状態ではあるものの、無許可は廃棄物処理法では不法投棄と並んで、一番刑罰が重い違反であり、「許可が要らない」と思っている行為が、本当は許可が必要であったとなると、最高刑懲役5年となる。

したがって、廃棄物処理に携わる処理業者はもとより、委託を行う排出事業者、許可や許可取消しを行う行政担当者、処理計画を策定する人も本来は「許可不要制度」は必須の知識なのである。極めてマニアックであり、退屈な部分もあるとは思われるが、仮想質問者のリサさんが読者の皆さんに代わり疑問を投げかけてくれているものと思っている。

「許可不要制度」については、今までいくつかの本にも書いてきたが、今回、少なくとも現時点においては網羅的に取り上げられたのではないかと思っている。



【仕様・体裁】B5判・本文108頁
定価1,980円(税込)

お申込みは裏面申込書で!!



廃棄物処理法 許可不要制度 複雑怪奇な許可不要制度を紐解く

目次

| | | |
|-----|-------------------|-----|
| 序章 | 廃棄物処理法許可不要制度～全体像～ | 4 |
| 第1章 | 廃棄物処理法許可条文ただし書編 | |
| | 第1回 「自ら処理」「専ら再生」 | 10 |
| | 第2回 省令規定一般廃棄物 | 19 |
| | 第3回 省令規定産業廃棄物 | 26 |
| 第2章 | 廃棄物処理法独立条文編 | |
| | 第1回 公共団体 | 40 |
| | 第2回 大臣再生利用認定 | 43 |
| | 第3回 広域処理認定 | 52 |
| | 第4回 無害化認定 | 58 |
| 第3章 | 廃棄物処理法以外編 | |
| | 第1回 各種リサイクル法 | 66 |
| | 第2回 プラスチック資源循環法 | 91 |
| 第4章 | 通知運用編 | |
| | 下取り、実験実証 | 102 |

【申込書】

年 月 日

廃棄物処理法 許可不要制度

B5判・定価 1,980円(税込) 送料実費

| | | | |
|-------|-----|----|--|
| 申込部数 | 部 | | |
| 送付先住所 | 〒 - | | |
| 送付先名 | | | |
| 氏名 | | 電話 | |

【申込先】

申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送でお申し込みください。

株式会社 オフィスTM

〒108-0023 東京都港区芝浦4-22-1-1413

TEL/FAX **03-5443-2154**

※ご記入いただきました個人情報につきましては、当書籍販売に必要な手続きに限り使用いたします。